

鹿 児 島 県 公 報

令 和 3 年 10 月 22 日 (金) 第 254 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 鹿児島県統計調査条例第2条に規定する知事が告示する統計調査 (統計課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 3
- 公共測量の実施 (3件) (監理課取扱い) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 4

公 告

- 落札者等の公告 (2件) (デジタル推進課取扱い) 5
- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (県立病院課取扱い) 6
- 一般競争入札公告 (県立大島病院取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第1010号

鹿児島県統計調査条例 (平成21年鹿児島県条例第17号) 第2条の規定により、同条に規定する知事が告示する統計調査を次のとおり定め、令和3年10月22日から施行する。

令和3年10月22日

鹿児島県知事 塩田康一

1 調査の名称及び目的

(1) 調査の名称

鹿児島県商品流通調査

(2) 調査の目的

鹿児島県における製造業の商品流通状況を把握し、鹿児島県産業連関表を作成するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

鹿児島県全域

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類Eー製造業のうち、経済産業省が指定した調査品目 (以下単に「調査品目」という。)を生産している事業所

3 報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項

ア 事業所の所在地及び名称

イ 調査品目に係る事項

ウ 自工場生産額

- (イ) 自工場生産額のうち次の事項
 - a 自工場消費額
 - b 輸出向け出荷額
 - c 国内向け出荷額及びその消費地別構成比
- (2) 基準となる期間

令和 2 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
- 4 報告を求める者

工業統計調査及び経済産業省生産動態統計調査の名簿及び個票から、調査品目別に出荷額又は生産額が大きい順に並べ、県内シェアの約 92% をカバーするよう選定した事業所
- 5 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 4 に掲げる者の調査票による自計報告の方法によって行う。
 なお、調査票の配布及び収集は、郵便又は鹿児島県電子申請共同運営システムによる。
 - (2) 調査票の形式については、知事が別に定める。
- 6 報告を求める期間

令和 3 年 11 月 1 日から同月 30 日まで

鹿児島県告示第 1011 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 60 条第 1 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 3 年 10 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社ケアクラフトマン	出水郡長島町蔵之元 3696 番地	訪問看護ステーション達者の家	出水郡長島町鷹巣 1799-1	令和 3 年 10 月 1 日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第 1012 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和 3 年 10 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
アースサポート 薩摩川内	薩摩川内市東開開町 3-1	アースサポート 株式会社	東京都渋谷区本町一丁目 4 番 14 号	森山 典明	令和 3 年 9 月 1 日	訪問入浴介護
サンセリテのがた	曾於郡大崎町野方 6047 番地 3	医療法人玲心会	曾於郡大崎町野方 6045 番地 1	春別府 稔仁	令和 3 年 9 月 1 日	訪問リハビリテーション
有限会社ダイユウ 奄美営業所	奄美市名瀬朝日町 6 番 6 号	有限会社ダイユウ	大阪府東大阪市吉田本町三丁目 9 番 22 号	山崎 恭子	令和 3 年 9 月 1 日	福祉用具貸与
有限会社ダイユウ 奄美営業所	奄美市名瀬朝日町 6 番 6 号	有限会社ダイユウ	大阪府東大阪市吉田本町三丁目 9 番 22 号	山崎 恭子	令和 3 年 9 月 1 日	特定福祉用具販売

合同会社訪問看護ステーションつなぐ	枕崎市西本町90番地	合同会社訪問看護ステーションつなぐ	枕崎市西本町90番地	田渕 晴美	令和 3 年 10 月 1 日	訪問看護
有限会社平成メディカル福祉住宅体験型営業所まくらざき	枕崎市中央町185番地	有限会社平成メディカル	鹿児島市宮之浦町1424番地1	立平 博文	令和 3 年 10 月 1 日	福祉用具貸与
有限会社平成メディカル福祉住宅体験型営業所まくらざき	枕崎市中央町185番地	有限会社平成メディカル	鹿児島市宮之浦町1424番地1	立平 博文	令和 3 年 10 月 1 日	特定福祉用具販売

鹿児島県告示第1013号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和 3 年 10 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
アースサポート 薩摩川内	薩摩川内市東開間町 3-1	アースサポート 株式会社	東京都渋谷区本町一丁目 4 番 14 号	森山 典明	令和 3 年 9 月 1 日	介護予防 訪問入浴 介護
サンセリテのがた	曽於郡大崎町野方 6047 番地 3	医療法人玲心会	曽於郡大崎町野方 6045 番地 1	春別府 稔仁	令和 3 年 9 月 1 日	介護予防 訪問リハビリテーション
有限会社ダイユウ奄美営業所	奄美市名瀬朝日町 6 番 6 号	有限会社ダイユウ	大阪府東大阪市吉田本町三丁目 9 番 22 号	山崎 恭子	令和 3 年 9 月 1 日	介護予防 福祉用具貸与
有限会社ダイユウ奄美営業所	奄美市名瀬朝日町 6 番 6 号	有限会社ダイユウ	大阪府東大阪市吉田本町三丁目 9 番 22 号	山崎 恭子	令和 3 年 9 月 1 日	特定介護 予防福祉用具販売
合同会社訪問看護ステーションつなぐ	枕崎市西本町90番地	合同会社訪問看護ステーションつなぐ	枕崎市西本町90番地	田渕 晴美	令和 3 年 10 月 1 日	介護予防 訪問看護
有限会社平成メディカル福祉住宅体験型営業所まくらざき	枕崎市中央町185番地	有限会社平成メディカル	鹿児島市宮之浦町1424番地1	立平 博文	令和 3 年 10 月 1 日	介護予防 福祉用具貸与
有限会社平成メディカル福祉住宅体験型営業所まくらざき	枕崎市中央町185番地	有限会社平成メディカル	鹿児島市宮之浦町1424番地1	立平 博文	令和 3 年 10 月 1 日	特定介護 予防福祉用具販売

鹿児島県告示第1014号

薩摩川内市里町里 3511 番地 2 本一春及び薩摩川内市里町里 71 番地 馬場直記からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第 108 条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 3 年 10 月 22 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市里町区域（薩摩川内市里町里の地区）
- 2 区分 主としてきびなごさし網漁業を営む漁業

鹿 児 島 県 告 示 第 1015 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、九州農政局喜界島農業水利事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 3 年 10 月 22 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量及び現地測量）
- 2 作業の期間 令和 3 年 10 月 7 日から令和 4 年 2 月 24 日まで
- 3 作業の地域 喜界町大字川嶺，花良治及び滝川地内

鹿 児 島 県 告 示 第 1016 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、九州農政局喜界島農業水利事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 3 年 10 月 22 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量及び現地測量）
- 2 作業の期間 令和 3 年 10 月 7 日から令和 4 年 1 月 28 日まで
- 3 作業の地域 喜界町大字滝川地内

鹿 児 島 県 告 示 第 1017 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省九州地方整備局九州技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 3 年 10 月 22 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 作業の種類 公共測量（MMS による画像データ計測及びレーザ点群データ計測）
- 2 作業の期間 令和 3 年 10 月 14 日から令和 4 年 2 月 28 日まで
- 3 作業の地域 鹿 児 島 市，阿久根市，出水市，薩摩川内市，日置市及びいちき串木野市

鹿 児 島 県 告 示 第 1018 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 3 年 10 月 22 日から 2 週間、鹿 児 島 県 土 木 部 道 路 維 持 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

令和 3 年 10 月 22 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	山田湯之元停車場線	日置市東市来町湯田字下ノ山 4685 番 2 地先から同市東市来町湯田字上御納戸 4244 番 1 地先まで	前後	5.0～14.0 11.3～31.6	620.7 615.0

鹿 児 島 県 告 示 第 1019 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和 3 年 10 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

区 域 の 名 称	区 域
八ヶ尾地区	次に掲げる標柱の 6 号と 7 号を直線で結んだ線、同標柱の 7 号から 10 号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 6 号と 10 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
	標柱 標柱の所在地
	6 号 昭和 51 年 1 月 30 日鹿児島県告示第 99 号の 3 (急傾斜地崩壊危険区域の指定) で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち八ヶ尾地区の区域の標柱の 6 号
	7 号 鹿屋市新栄町 1774 番 7
	8 号 鹿屋市新栄町 1774 番 13
	9 号 鹿屋市新栄町 1774 番 15
	10 号 鹿屋市新栄町 1774 番 8

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 3 年 10 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
行政情報ネットワーク（メールセキュリティ）の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報ネットワーク係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 9 月 2 日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱 H C キャピタル株式会社
福岡市博多区店屋町 1 - 35
- 5 落札金額
77,536,800 円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年 7 月 20 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 3 年 10 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
行政情報ネットワークの外部システム及び関連整備 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報ネットワーク係
鹿児島市鴨池新町10番1号

- 3 落札者を決定した日
令和3年9月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
鹿児島リース株式会社
鹿児島市泉町3番3号
- 5 落札金額
552,024,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年8月6日

.....
競争入札の参加者の資格に関する公告

令和3年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和3年10月22日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 調達をする物品等の種類
 - (1) 種類
物品（医療機器類）の購入
 - (2) 名称
手術室情報システム 一式
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 医薬品、医療器械等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けた者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間

令和 3 年 10 月 22 日から同年 11 月 2 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 39 条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けていない者

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和 4 年 9 月 30 日までとする。

5 入札の公示の方法

入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 3 年 10 月 22 日

県立大島病院長 石神純也

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

手術室情報システム 一式

(2) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和 52 年鹿児島県告示第 166 号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 39 条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出

するものとする。

- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

- (3) 申請書類の受付期間

令和3年10月22日から同年11月2日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

- (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書の提出場所

県立大島病院総務課

奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015

- (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)

- (4) 入札書の提出期限

令和3年12月2日午後5時(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

- (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年12月3日午前10時

イ 場所 県立大島病院本院2階講堂

- (6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約

を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立大島病院総務課

奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015

電話番号 0997-52-3611

ファックス番号 0997-53-9017

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Operating Room Information System:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
As specified in the tender explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Kagoshima Prefectural Oshima Hospital
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:00 p.m. 2 December 2021

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

General Affairs Division

Kagoshima Prefectural Oshima Hospital

18-1 Nazemanatsu-Cho, Amami City, Kagoshima Prefecture 894-0015 Japan

TEL 0997-52-3611

FAX 0997-53-9017